

# 成年後見制度をご存じですか？

～法的に権利や財産を守る仕組み～

☎ 保険健康課 ☎ 84-0320

健康のこと。お金の管理のこと。介護のこと。ふと、自分の将来の暮らしに不安を感じることはありませんか。独り暮らしや高齢者だけの暮らしであれば、不安はなおさら募るのではないのでしょうか。認知症や寝たきりになったらどう暮らせばよいのでしょうか。

将来の暮らしに備えて自分の権利や財産を守る方法を考えておくのもよいかもかもしれません。

## 暮らしの中のさまざまな契約

私たちの生活はさまざまな契約で成り立っています。スーパーで大根を1本買うのも契約行為です。人間は加齢とともに体力や判断能力などが少しずつ衰えていきます。情報の入手や契約行為が困難になれば、せつかくの福祉サービスも一人では利用することも難しくなってしまいます。

## 高齢者被害

言葉巧みに商品を売りつけるなどの悪徳商法の被害者の中には、認知症の症状のある

高齢者が大勢含まれています。本人が被害にあったことすら気付かない場合など、深刻なケースも増えています。災害に便乗した義援金詐欺など、その手口も巧妙になっています。

## 人とのつながりを大切に

周りの人のちょっとした気遣いや声かけから、高齢者が被害にあっていることが明らかになることがよくあります。日ごろから近所の人たちとの人間関係を大切にしたら暮らしを心がけることも重要なことです。

## 成年後見制度

しかし、どんなに親しい近所の人でも他人の契約行為や財産管理、権利擁護（権利を守ること）まではできません。そのようなときに活用できるのが「成年後見制度」です。

- ・お金の管理ができなくなつたとき
- ・本人がよく分からないまま契約をしてしまうようになったとき
- ・福祉サービスなどの手続き

ができなくなったとき  
・将来の財産管理などが不安なとき  
など、本人の意志を尊重した支援が受けられます。

## 成年後見制度の利用手順

- ① 申し立て  
成年後見制度を利用するには、本人の住所地を管轄する家庭裁判所（開成町は横浜家庭裁判所小田原支部）に申し立てます。家庭裁判所にある書類に記入のうえ、戸籍謄本や医師の診断書など申し立てに必要な書類を添付し、提出します。
- ② 審判（成年後見人の決定）  
家庭裁判所で審判し、成年後見人を決定します。家庭裁判所の調査官が本人や申立人、家族、医師などから本人の判断能力の程度や生活状況を調査、確認します。その実情に応じて、成年後見人に最も適切と思われる人（配偶者や親族・法律や福祉の専門家など）を選任します。
- ③ 支援の開始

家庭裁判所より選任された成年後見人が本人の財産目録や支援計画などを作成し、支援を開始します。

別表 成年後見制度の種類

	類型	判断能力	援助者
成年後見制度	後見	欠けているのが通常の状態	後見人
	保佐	著しく不十分	保佐人
	補助	不十分	補助人
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、あらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が援助する制度		

じょうずに活用して安心できる暮らしを築いていきましょう。

ご不明な点がございましたら、開成町地域包括支援センター（保健センター内保険健康課）に、お問い合わせください。

# 総合計画シンポジウムを開催しました

町では、現在第五次開成町総合計画の策定作業を町民の皆さんとの協働により進めています。

今回のシンポジウムは、その策定状況などを町民の皆さんにお知らせするために9月24日（土）に開催し、76名の方が参加しました。

☎ 企画政策課 ☎ 84-0312

## 総合計画シンポジウムの内容

シンポジウムは、2部構成で行い、第1部では「市町村における総合計画の意義と展望」を演題に、関東学院大学法学部教授である出石稔先生にご講演いただきました。講演では、地方自治法改正により策定義務が廃止された総合計画の意義などをわかりやすく説明していただきました。

第2部では、町民ワークショップでまとめた「町民提言書（中間報告書）」をもとにして、町民ワークショップメンバー、総合計画審議会会長及び府川町長をパネラーとする意見交換を出石先生の進行によりパネルディスカッション形式で行いました。

この中では、中間報告書に対する総合計画審議会からの意見などに町民ワークショップメンバーが答えていきましたが、どちらも開成町をより良くしていきたいという思いから、活発な意見交換となりました。また、参加者からも貴重なご意見をいただきました。

## 今後の取り組み

今後は、町民ワークショップからの「町民提言書」も活



パネルディスカッション

用しながら、総合計画審議会と策定委員会などの庁内組織により総合計画の策定作業を進めていきます。

また、今後も策定状況などを町民の皆さんにお知らせしていくとともに、計画骨子案などの各段階でパブリックコメントなどにより、意見聴取を実施していきます。

# 電算システムの共同利用が 始まりました。

☎ 企画政策課 ☎ 84-0312

神奈川県内14町村では、統一した電算システムをデータセンターで一括管理し、そのシステムを各町村が共同利用することを決め、平成23年9月から順次導入を進めています。

## ●開成町では、10月から共同利用を開始

開成町では、10月24日（月）から住民情報などの基幹業務システムの利用を開始しました。また、その後、会計業務などのシステムも稼働を開始しています。

県内町村で電算システムを共同利用することにより、機器の整備費や法改正などによるプログラム修正費などの維持管理コストを大幅に節約することが期待できます。

## ●納付書などの様式が変わります

電算システムを統一したことにより、住民の皆さんのお手元に届く納付書類や、役場

窓口で発行する帳票類の様式が変わります。

## ●開成町稼働式を開催

新たな電算システムのスタートを記念して10月24日（月）に、稼働式を開催しました。稼働式には、システム構築に携わった、神奈川県町村情報システム共同事業組合、（株）日立システムズの関係者、茅沼議会議員、町関係者が参加し、共同利用する新しいシステムから茅沼議会議員、府川町長に対し、住民票を発行しました。

